

浪江町は移住婚を応援します

結婚後に浪江町に移住されたご夫婦や、
浪江町に移住後出会いご結婚されたご夫婦に
結婚記念品をプレゼント

対象となるご夫婦の条件です

- (1)〇令和3年4月1日以降に夫婦のいずれか、または夫婦ともに新たに浪江町に移住された方で、
移住後3年以内に婚姻届を提出された夫婦
- 〇令和3年4月1日以降に婚姻届を提出し、婚姻届受理日から3か月以内に、
夫婦のいずれかまたは夫婦ともに浪江町に移住された夫婦
- (2)夫婦ともに、過去にこの支援金の交付を受けていないこと。 (3)支援金申請日現在において夫婦ともに45歳以下
- (4)町税等の滞納がないこと。 (5)夫婦ともに引き続き将来にわたって(概ね5年以上)浪江町に居住する意思がある夫婦
- (6)ご夫婦ともに浪江町内に居住していること。



①桜湯呑



②フリーカップ



③マグカップ。
※花柄はピンクとブルーの2色セットです。

【お申込み記入欄】

氏名(夫)	
氏名(妻)	
ご住所 (記念品送付先)	〒
電話番号	
婚姻届提出日	令和 年 月 日
希望商品番号	希望商品いずれか一つに〇をつけてください。 ①桜湯呑 ②フリーカップ ③マグカップ

お問合せは
コチラ

☎ 0240-23-6357
[受付時間]9:00▶17:45(日月祝休み)

移住・定住相談窓口(受託事業者:ISA 地域創生共同体)

浪江町は移住婚を応援します

結婚後に浪江町に移住されたご夫婦や、浪江町に移住後出会ってご結婚されたご夫婦の結婚生活を応援します



最大50万円

移住者のご夫婦一組につき

20万円

プラス

ご夫婦のどちらかが福島県外からの移住者

15万円

プラス

ご夫婦のどちらかが浪江町地域おこし協力隊

15万円


申請方法と申請期間

- (1)申請書類を浪江町役場企画財政課で取得
- (2)記入した申請書に下記書類を添付して企画財政課へ提出
 - ①戸籍謄本
 - ②住民票の写し
 - ③光熱水費等公共料金の請求書の写し
 - ④振込口座の通帳の写し
- (3)申請期間は、婚姻の日から1年経過した日から1年以内です。

対象となるご夫婦の条件です

- (1)○令和3年4月1日以降に夫婦のいずれか、または夫婦ともに新たに浪江町に移住された方で、移住後3年以内に婚姻届を提出された夫婦
○令和3年4月1日以降に婚姻届を提出し、婚姻届受理日から3か月以内に、夫婦のいずれかまたは夫婦ともに浪江町に移住された夫婦
- (2)夫婦ともに、過去にこの支援金の交付を受けていないこと。 (3)支援金申請日現在において夫婦ともに45歳以下
- (4)町税等の滞納がないこと。 (5)夫婦ともに引き続き将来にわたって(概ね5年以上)浪江町に居住する意思がある夫婦
- (6)ご夫婦ともに浪江町内に居住していること。

お問合せは
コチラ

 **0240-23-6357**

[受付時間] 9:00▶17:45(日月祝休み)

移住・定住相談窓口(受託事業者:ISA 地域創生共同体)

